令和８年５月２２日
第１回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資　料　２　－　２

認定コミュニティ活動状況資料

茅ヶ崎地区まちぢから協議会

（１）　認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表　１～２

規約等　３～８

委員名簿　９

（２）認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書　１０～１７

当該年度の活動計画書及び収支予算書　１８～２０

特定事業の概要　２１

特定事業実施報告書及び収支決算書　２２～２４

（参考資料）茅ヶ崎地区スポーツフェスティバル

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

茅ヶ崎地区は、茅ヶ崎駅があることから茅ヶ崎市の玄関口として位置付けられている状況にあり、特に、まちづくりに関しては、道路、街並み、自転車、ゴミ、景観、バリアフリー等の環境整備など多くの課題を抱えている状況にあります。

また、民家・商店街が密集している地区であり、地震・火災などの災害のダメージが大きい地区であることから、広域防災対策が必要となっております。また、防犯・火災・交通等に対する安全・安心なまちづくりが要望されています。

茅ヶ崎地区が地域コミュニティを維持、向上させていくためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければなりません。

また、従来自治会が担ってきた地域における調整機能をさらに高め、地域横断的な取組みを進めることが必要になることから、地域と市が連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、地域住民と市が協働して取り組む新たな地域コミュニティ「茅ヶ崎地区まちぢから協議会」を組織していくこととなりました。

認定基準確認表（茅ヶ崎地区まちぢから協議会）

認定基準（条例第２条第２項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第１条に規定している。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	「主として活動する区域」と「市長が定める認定区域」が合致している。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第５条（１）に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第３条第１項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第５条（２）～（９）に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第３条第１項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
(4)	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第５条（１２）に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」等を記載してください。	名簿に記載している。

(5)	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第１０条、第２２条に部会に関する事項を規定している。 ※部会を設置し、茅ヶ崎地区に住所を有する全ての個人が部会に参加できる協議の場づくりを進めている。
	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(6)	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第 10 条第２項及び第３項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法を規定している。
	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第１条に名称及び主として活動する区域、第２条に主たる事務所の所在地、第３条に目的、第７～９条に代表者に関する事項、第１０条に会議に関する事項を規定している。
(8)	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	別紙「活動計画書」、「活動報告書」のとおり、規約第３条に規定した目的に関する事業のみを行っている。
	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	活動計画書及び収支予算書で明確になっている。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会　規約

目次

第１条　名称、組織及び活動区域
第２条　所在地
第３条　目的
第４条　事業
第５条　委員
第６条　顧問
第７条　役員
第８条　役員の任期
第９条　役員の職務
第１０条　会議
第１１条　総会の構成
第１２条　総会の種別
第１３条　総会の招集
第１４条　総会の議決事項
第１５条　総会の議事録
第１６条　役員会の構成
第１７条　役員会の招集
第１８条　役員会の議決事項
第１９条　運営委員会の構成
第２０条　運営委員会の招集
第２１条　運営委員会の議決事項
第２２条　部会の構成
第２３条　事務局
第２４条　事務局の所掌事務
第２５条　事業及び会計年度
第２６条　経費
第２７条　住民等からの意見等の取り扱い
第２８条　必要事項

（名称、組織及び活動区域）
第１条　この会は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会（以下「協議会」）と称し、市長が告示する区域内（以下「茅ヶ崎地区」）の市民及び区域内で活動する各種団体で組織する。
２　協議会の主として活動する区域は茅ヶ崎地区とする。
３　協議会の設立年月日は平成２８年３月６日とする。
（所在地）
第２条　協議会の所在地は、茅ヶ崎地区コミュニティセンター（茅ヶ崎市元町１０番３３号）に置く。
（目的）
第３条　協議会は、「地域住民主体の市政」「地域住民の生きがいづくり」「自助・共助のまちづくり」「協議の場」「まちの力の醸成」「自己実現の場を創造する」等のため、地域における課題解決、住みよい地域社会の構築を目指し、地域住民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。
（事業）
第４条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）茅ヶ崎地区の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業
（２）茅ヶ崎地区住民の福祉に寄与する事業
（３）児童及び青少年の健全育成に関する事業
（４）高齢者及び障害者福祉に関する事業
（５）環境に関する事業
（６）防災に関する事業
（７）交通安全及び防犯に関する事業
（８）茅ヶ崎地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること
（９）他地区との情報交換に関すること
（１０）その他茅ヶ崎地区の発展に寄与する事業
（委員）
第５条　協議会の委員は、次に掲げるもので構成し、委員の数は４０名以内とする。
（１）茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長
（２）地域福祉全般に関する地域団体の代表
（３）健康・スポーツに関する地域団体の代表
（４）青少年育成等に関する地域団体の代表
（５）安全・防犯に関する地域団体の代表
（６）防災に関する地域団体の代表
（７）生活環境に関する団体の代表
（８）地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体の代表
（９）文化・生涯学習に関する地域団体の代表

（１０）地域振興分野に関する団体の代表
（１１）協議会が推薦する者
（１２）公募により認められた者
２　委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
３　欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（顧問）
第６条　協議会に相談役として若干名の顧問を置くことができる。
２　顧問には、茅ヶ崎地区内に居住地をもつ者から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置く。
３　顧問は会長が必要と認めたとき、会議に出席することができる。
（役員）
第７条　協議会に次の役員を置く。
（１）会長　　　　　１名
（２）副会長　　　　３名
（３）事務局長　　　１名
（４）会計　　　　　２名
（５）監事　　　　　２名
２　前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。
（役員の任期）
第８条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。
２　欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（役員の職務）
第９条　役員は、次の職務を行う。
（１）会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
（２）副会長は、会長を補佐すると共に協議会の業務を分担する。会長に事故がある時には、その職務を代理する。（あらかじめ定められた順位による。）
（３）事務局長は、協議会の事務等を処理すると共に事務局を統括する。
（４）会計は、協議会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
（５）監事は、協議会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行に不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求することができる。
（会議）
第１０条　協議会の会議は、総会、役員会、部会及び運営委員会とする。
２　会議（部会を除く）は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことがで

きない。ただし委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
４　総会を除く会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）出席者数
（３）開催目的、協議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（総会の構成）
第１１条　総会は、委員をもって構成する。
２　総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。
（総会の種別）
第１２条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。
２　定期総会は、年度当初に開催する。
３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第９条第１項第５号の規定により監事から請求があったときに開催する。
（総会の招集）
第１３条　総会は、会長が招集する。
２　総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、日時及び場所を示して会議の７日前までに通知しなければならない。
（総会の議決事項）
第１４条　総会は、次に掲げる事項を議決する。
（１）事業報告及び決算に関すること
（２）事業計画及び予算に関すること
（３）役員の選任及び解任に関すること
（４）規約の制定及び改正に関すること
（５）その他、第５条に掲げる委員から提案された事項に関すること
（総会の議事録）
第１５条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
（３）開催目的、協議事項及び議決事項
（４）議事の経過の概要及びその結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２名以上の署名押印

をしなければならない。

（役員会の構成）

第１６条　役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

２　役員会の議長は、協議会の会長とする。

３　役員会には、役員以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

（役員会の招集）

第１７条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の議決事項）

第１８条　役員会は、次の事項を議決する。

（１）総会及び運営委員会に付議する事項

（２）総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項

（３）その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（運営委員会の構成）

第１９条　運営委員会は、委員をもって構成する。

２　運営委員会の議長は、会長とする。

３　運営委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

（運営委員会の招集）

第２０条　運営委員会は、会長が必要と認めた時に招集する。

（運営委員会の議決事項）

第２１条　運営委員会は、次の事項を議決する。

（１）総会及び役員会に付議すべき事項

（２）部会等の設置及び廃止に関する事項

（３）各部会が協議した事業に関する事項

（４）本会の委員の入会又は退会の承認に関すること

（５）総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項

（６）総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（７）協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項

（８）その他、提案された事項

（部会の構成）

第２２条　部会は、委員及び部会員をもって構成する。

２　部会に、部会長及び副部会長を置く。

３　その他の事項については部会ごとに別途定める。

（事務局）

第２３条　協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には協議会より役員会が推薦し、総会で承認を得た事務局長を置く。

３　事務局には事務局員を置くことができる。

（事務局の所掌事務）

第２４条　事務局は、次の事務を処理する。

（１）会議への出席

（２）会議の開催通知書の作成及び送付

（３）会議の資料の作成

（４）会議の議事録の作成

（５）会計事務に伴う資料の作成

（６）茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整

（７）協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

（８）協議会活動に関する広報活動

（９）その他必要な事項

（事業及び会計年度）

第２５条　協議会の事業及び会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日とする。

（経費）

第２６条　協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第２７条　会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

（必要事項）

第２８条　その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規約は、平成２８年３月６日から施行する。

（任期の特例）

２　第５条第２項及び第８条第１項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成３０年度総会までとする。

附　則

この規約は、平成２８年５月７日から施行する。

附　則

この規約は、平成２９年３月１８日から施行する。

附　則

この規約は、平成３０年４月２１日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年４月１５日から施行する。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会委員　令和7年度名簿

分　野	NO	団　体　名	氏　名	協議会役職
茅ヶ崎地区内に所在地を有する自治会長	1	本町第一自治会	岸　斉一	監　事
	2	本町第二自治会	伊藤　久重	
	3	本町第四自治会	城田　禎行	事務局長
	4	茅ヶ崎グリーンハイツ自治会	若林　誠	
	5	パークタウン茅ヶ崎自治会	伊藤　雅寛	
	6	パークタウン茅ヶ崎第二住宅自治会	奥原　暉男	
	7	元町第一自治会	江崎　哲夫	
	8	元町第二自治会	上野　國光	
	9	新栄町第一自治会	岡崎　芳彦	
	10	新栄町第二自治会	長谷川　正雄	
	11	十間坂自治会	本間　廣市	
	12	矢畑南自治会	永元　俊春	
	13	ニューライフ自治会	芝田　彩子	
	14	茅ヶ崎ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊｲﾂ自治会	斎藤　守	
	15	藤和茅ヶ崎ハイタウン自治会	井関　茂明	
	16	藤和ﾊｲﾀｳﾝ湘南茅ヶ崎自治会	篠原　俊博	
	17	パークスクエア湘南茅ヶ崎自治会	越川　善雄	会長
	18	レクセルマンション茅ヶ崎自治会	吉田　秀俊	
	19	ザ・パークハウス茅ヶ崎自治会	篠山　保敏	
地域福祉全般に関する地域団体の代表	20	茅ヶ崎地区社会福祉協議会	川戸　茂	
	21	茅ヶ崎地区民生委員児童委員協議会	井上　明	会　計
	22	地域包括支援センター・ゆず	石田　篤史	
	23	ボランティアセンターちがさき	鈴木　志津江	
健康･ｽﾎﾟｰﾂに関する地域団体の代表	24	梅田地区体育振興会	森　章雄	副会長
青少年育成等に関する地域団体の代表	25	梅田学区青少年育成推進協議会	渡邉　秀美	会　計
	26	梅田学区子ども会連合会	鎌田　麻美	
地域住民の交流・絆づくりを進める地域団体に代表	27	茅ヶ崎地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ管理運営委員会	安彦　光雄	
	28	茅ヶ崎老人クラブ連合会茅ヶ崎地区	坂巻　隆	
	29	十間坂婦人会	伊藤　眞知子	監　事
地域振興分野に関する団体の代表	30	博進会	未定	
公募により認められたも	31	公募委員	田村　政実	
	32	公募委員	福井　克典	
	33	公募委員	吉本　祐介	
規約に定める部会長	34	防災部会	城田　禎行	
	35	広報部会	未定	
規約に定める推薦委員	36	事務局員	祖一　光男	

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和７年度　茅ヶ崎地区まちぢから協議会事業実施報告

１　会議等の実施

（１） 総会、運営委員会、役員会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和７年 ４月１０日（木）	４月役員会	⑴ 総会資料・次第（案） ⑵ 運営委員会次第 ⑶ ５月の地区一斉美化清掃について ⑷ 地区まちぢから協議会推薦委員について ⑸ 自治会長連絡会について
４月１９日（土）	定期総会	⑴ 第１号議案　令和６年度事業実施報告 ⑵ 第２号議案　令和６年度収支決算報告、 及び会計監査報告 ⑶ 第３号議案　令和７年度度事業計画（案） ⑷ 第４号議案　令和７年度度収支予算（案） ＊　いずれの議案も、特に異議はなく承認された。
４月１９日（土）	４月運営委員会	⑴ 委員自己紹介 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 広報部会報告 ⑷ ５月の地区一斉美化清掃について ⑸ 令和７年度日程について ＊　終了後自治会長連絡会開催
５月８日（木）	５月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 総会議事録確認 ⑶ 運営委員会議事次第 ⑷ ５月の地区一斉美化清掃について ⑸ 委員名簿等について ⑹ 施設見学研修について ⑺ 認定コミュニティ特別事業について ⑻ 自治会長連絡会について
５月１７日（土）	５月運営委員会	⑴ ５月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ ５月の地区一斉美化清掃について ＊　終了後自治会長連絡会開催
６月１２日㈭	６月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 運営委員会議事次第 ⑶ 市民集会テーマについて

		⑷ 施設見学研修について ⑸ スポーツ＆防災フェスティバルについて ⑹ ホームページ勉強会について ⑺ 委員名簿等について ⑻ 自治会長連絡会について
6月14日（土）	6月運営委員会	⑴ 6月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 認定コミュニティ事業及び地区防災訓練の名称について ⑷ 5月地区一斉美化清掃について ⑸ ホームページ勉強会について ⑹ 市民集会テーマについて ⑺ 施設見学研修について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
7月6日（日）	広報活動	⑴ホームページ勉強会（参加者10名）
7月10日（木）	7月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 運営委員会議事次第 ⑶ 市民集会について ⑷ 防災部会報告 ⑸ ホームページ勉強につ ⑹ スポーツ＆防災フェスティバルについて ⑺ 自治会長連絡会について
7月19日（土）	7月運営委員会	⑴ 7月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ スポーツ＆防災フェスティバルについて ⑷ 市民集会について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
8月7日（木）	8月役員会	⑴ 運営委員会議事次第 ⑵ 防災フェスティバルについて ⑶ 市民集会について ⑷ 11月地区一斉美化清掃について ⑸ 令和8年度認定コミュニティ事業について ⑹ 自治会長連絡会について
8月16日（土）	8月運営委員会	⑴ 防災部会報告 ⑵ 市民集会について ⑶ スポーツ＆防災フェスティバルについて ⑷ 11月地区一斉美化清掃集合場所について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
9月11日（木）	9月役員会	⑴ 市連絡会報告

		⑵ 運営委員会議事次第 ⑶ スポーツ＆防災フェスティバルについて ⑷ 市議会議員との意見交換会について ⑸ 11/9 地区一斉美化清掃について ⑹ 個別収集試行地域について ⑺ 自治会長連絡会について
9月20日（土）	9月運営委員会	⑴ 9月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 11/9 地区一斉美化清掃について ⑷ スポーツ＆防災フェスティバルについて ＊　終了後自治会長連絡会開催
１０月９日（木）	１０月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 運営委員会議事次第 ⑶ スポーツ＆防災フェスティバルについて ⑷ 地区一斉美化清掃について ⑸ 施設見学研修について ⑹ 運営委員・市議会議員との懇談について ⑺ 個別収集試行地域について ⑻ 自治会長連絡会について
１０月18日（土）	１０月運営委員会	⑴ １０月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 地区一斉美化清掃について ⑷ 運営委員・市議会議員との懇談について ⑸ 施設見学研修について ＊　終了後自治会長連絡会開催
１１月６日（木）	１１月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 地区一斉美化清掃について ⑶ 防災部会報告 ⑷ 運営委員・市議会議員との懇談について ⑸ 市民集会書面回答について ⑹ プロジェクター購入について ⑺ 施設見学研修について ⑻ 個別収集試行地域について ⑼ 運営委員会議事次第 ⑽ 自治会長連絡会について
１１月８日（土）	１１月運営委員会	⑴ １１月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 地区一斉美化清掃報告について ⑷ 市民集会書面回答について ⑸ 運営委員・市議会議員との懇談について

		⑹ スポーツ＆防災フェスティバル報告について ⑺ 施設見学研修について ＊　終了後自治会長連絡会開催
１２月１１日（木）	１２月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 地区一斉美化清掃報告について ⑶ 運営委員・市議会議員との懇談について ⑷ 令和８年度年間スケジュールについて ⑸ 運営委員会議事次第 ⑹ みんなの防災展について ⑺ 地域福祉を考える地区懇談会について ⑻ 自治会長連絡会について
１２月２０日（土）	１２月運営委員会	⑴ １２月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 地区一斉美化清掃報告 ⑷ 市議会議員との懇談及び忘年会について ⑸ 個別収集試行地域について ⑹ みんなの防災展について ＊終了後「市議会議員との懇談会」開催
令和８年 １月１５日（木）	１月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ みんなの防災展について ⑷ 地域福祉を考える地区懇談会について ⑸ 公募委員募集について ⑹ 令和８年度の活動の基本的考え方 ⑺ 令和８年度年間スケジュールについて ⑻ 運営委員会議事次第 ⑼ 自治会長連絡会について
１月１７日（土）	１月運営委員会	⑴ １月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 地域福祉を考える地区懇談会について ⑷ 令和８年度の活動の基本的考え方・スケジュール ⑸ みんなの防災展について ＊　終了後自治会長連絡会開催
２月１９日（木）	２月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ みんなの防災展について ⑷ 公募委員募集について ⑸ ５月の地区一斉美化清掃について ⑹ 総会資料作成について

		⑺ 令和８年度運営委員、防災部会委員について ⑻ 運営委員会議事次第 ⑼ 自治会長連絡会について
2月 21 日（土）	2月運営委員会	⑴ ２月市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ みんなの防災展について ⑷ ５月の地区一斉美化清掃について ⑸ 令和８年度事業計画（案）について ⑹ 令和８年度運営委員、防災部会委員について ⑺ 公募委員募集について ⑻ 包括支援センターゆずの活動について ＊ 終了後自治会長連絡会開催
3月 12 日（木）	3月役員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 公募委員選考について ⑷ ５月の地区一斉美化清掃について ⑸ 総会資料（案）について ⑹ 総会次第（案）について ⑺ 総会進行について ⑻ 運営委員会議事次第 ⑼ 茅ヶ崎コミセン管理運営委員推薦について ⑽ 自治会長連絡会について
3月 15 日（日）	3月運営委員会	⑴ 市連絡会報告 ⑵ 防災部会報告 ⑶ 公募委員選考について ⑷ ５月の地区一斉美化清掃について ⑸ 総会資料について ⑹ 令和８年度運営委員、防災部会委員について ＊ 終了後自治会長連絡会開催

＊　例月の運営委員会においては、掲載の議題の他に協議会を構成する各団体・茅ヶ崎地区コミセンからの連絡・周知がされた。

（２）防災部会

実施（予定）日	会議の名称	主な内容等
令和７年 4月２日（水）	第１回防災部会	・正副部会長の選出について ・令和７年度事業計画について
5月 14 日（水）	第２回防災部会	・地区防災訓練について
6月４日（水）	第３回防災部会	・他地区の防災訓練及び避難所備品等について ・地区防災訓練について
7月２日（水）	第４回防災部会	・地区防災訓練について

8月6日（水）	第5回防災部会	・地区防災訓練について ・地区防災リーダー会議について
9月3日（水）	第6回防災部会	・地区防災訓練について ・地区防災リーダー会議について
１０月１日（水）	第７回防災部会	・地区防災訓練にについて ・地区防災リーダー会議について
１１月５日（水）	第８回防災部会	・地区防災訓練の振り返りについて ・今後の活動について
１２月3日（水）	第９回防災部会	・熊本地震の講師について ・みんなの防災展について
令和８年 ２月４日（水）	第１０回防災部会	・熊本地震に関する動画視聴 ・みんなの防災展について
3月４日（水）	第１１回防災部会	・携帯トイレの使い方について ・ハザードマップから見る茅ヶ崎地区のリスクについて

２　事業の実施

実施事業	実施日	事業の内容
地区一斉清掃	5月10日（土） １１月8日（土）	・５月：雨天のため多くの自治会が中止 ４箇所の集積場所にて 可燃：19袋、不燃：１袋を回収 ・11月：中学校生徒の参加０名 12箇所の集積場所にて 可燃：397袋、不燃：14袋を回収
市民集会	９月６日（土）	テーマ「道路及び北茅ヶ崎駅周辺問題について」 「人と自転車が共存共栄するまちづくりについて」 （茅ヶ崎地区コミセン） 参加者　市民40名、市職員７名　計47名
スポーツフェスティバル 第１回実行委員会	９月7日（日）	スポーツフェスティバル概要について （茅ヶ崎コミセン）　参加者50名
スポーツフェスティバル 第２回実行委員会	10月５日（日）	スポーツフェスティバル役割分担等について （茅ヶ崎コミセン）　参加者45名
地区防災リーダー会議	10月５日（日）	防災フェスティバルの防災講話について 防災フェスティバル役割分担について 参加者41名
スポーツ＆ 防災フェスティバル	10月19日（日）	午前：スポーツフェスティバル（参加者500名） 午後：防災フェスティバル（参加者182名） （梅田中学校　校庭・体育館）

視察研修	12月１日（月）	・東京都「防災地下神殿」 参加者 17 名
市議会議員との 意見交換会	１2月 20 日（土）	地区関連の議員５名と、まちぢから協議会運営委員との意見交換会 （茅ヶ崎コミセン）　参加者 27 名、行政３名
地域福祉を考える 地区懇談会	令和８年 3月 14 日（土）	「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会 パート 15」 テーマ「街歩きから地域の福祉を考える」 （地区社協主管事業） （青少年会館）　参加者　17 名
地区広報誌発行	３月発行	まちぢ茅ヶ崎　Vol.16　（８０００部発行）

茅ヶ崎地区まちぢから協議会　令和7年度収支決算書
（認定コミュニティ助成金運営等助成金分）

（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

収　入

項　　目	予算額　（円）	決算額　（円）	内　　容
補助金	250,000	250,000	市からの運営補助金 （認定コミュニティ助成金運営等助成金）
まちぢから協議会負担金	170,000	40,344	自治会分担金
計	420,000	290,344	

支　出

項　　目	予算額　（円）	決算額　（円）	内　　容
①広報誌	100,000	48,475	紙代、印刷委託代（ラクスル）
②会費	0	0	
③視察研修費、研修会費	150,000	176,770	バス代、駐車料金、昼食代、他
④市民集会費	10,000	0	お茶代、啓発品代
⑤消耗備品費	100,000	8,690	プリンター用インク代、事務機器、印刷代
⑥事務費・会議費	60,000	56,409	コピー、印刷代、事務用品、資料郵送代、他
計	420,000	290,344	

当該年度の活動計画書及び収支予算書

茅ヶ崎地区まちぢから協議会　令和８年度事業計画

１　**事業計画方針**

規約第３条に掲げる目的を達成するため、次の方針のもと運営委員会・役員会及び事業を実施する。

（１）課題把握

市民集会に限らず、各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、分野毎に課題を整理するとともに、課題解決までの方法等について検討を行う。

（２）課題解決

把握した課題を運営委員会で協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働しながら課題解決に取り組む。協議会の活動により課題解決へ取り組む場合には、部会等の課題解決に適した組織を設置する。行政への要望が必要な案件については市民集会等を通じて要望、または適宜要望を伝える。

（３）広報活動

茅ヶ崎地区まちぢから協議会及び運営委員会構成団体の活動を周知するとともに、多くの地域住民が協議会活動に参加できるよう、広報紙やホームページ等様々な広報媒体を用いて広報活動を行う。

広報紙の発行は年間２～３回を予定している。

（４）防災に関する活動

防災部会

地区防災訓練の企画運営、及び防災リーダーに対するフォローアップ研修・懇談会（情報交換）等を通じて地域の防災力の向上を図る。

（５）運営委員会メンバーの交流促進

勉強会（視察研修等）、親睦会（新年会等）、各種団体行事の活用。

（６）地域共同活動の促進

認定コミュニティ事業助成金を活用した事業の検討。

（７）まちの力の醸成

既存の自治会及び各種団体の枠にとらわれない活動の検討。

２　運営委員会・役員会の予定

会議名	期　日	場　所
運営委員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
役員会	通年	茅ヶ崎地区コミュニティセンター

＊　なお、運営委員会、役員会ともに、会議を構成する委員の都合に応じてスケジュール調整を行い、開催日時を決定する。

３　事業等の計画

事業名	日　程	場　所
地区一斉清掃	5月 9日（土） １１月7日（土）	茅ヶ崎地区内
防災リーダー フォローアップ研修	9月	未定
市民集会	9月　5日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
認定コミュニティ事業	10月18日（日）	梅田中学校
地区防災訓練	１０月24日（土）	梅田小学校
視察研修	12月　7日（月）	未定
市議会議員意見交換会	１２月19日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
防災リーダーとの懇談会 （情報交換）	2月	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会	3月13日（土）	茅ヶ崎地区コミュニティセンター
広報紙「まちぢ茅ヶ崎」発行	8月、12月、4月(R9)	
研修会	未定	未定

＊　上記事業の詳細については役員会・運営委員会等で検討し実施する。

４　事業の実施に向けた検討

地域課題の把握に努める。また、市民集会等で採り上げてきた生活環境の改善や自転車・交通安全等に関する地域課題を解決できるよう、事業の実施を検討する。

令和８年度　茅ヶ崎地区まちぢから協議会　収支予算書

（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

収入の部

（単位：円）

項　目	令和7年度決算	令和8年度予算	内　訳
前年度繰越金	347,771	337,809	現金　27,598　預金　310,211
自治会分担金	201,300	202,300	内 防災訓練分　69,800
市補助金（市民自治推進課）	250,000	250,000	認定コミュニティ助成金（運営等助成金）
	600,000	470,000	認定コミュニティ特別助成金（スポーツフェスティバル）
市補助金（防災対策課）	136,300	122,000	地区防災訓練補助金
受取利息	1,202	80	預金利息
	1,536,573	1,382,189	

支出の部

	項　目	令和7年度決算	令和8度予算	内　訳
運営費	会議費	47,760	120,000	お茶代（防災部会含む）、運営委員会新年会（食事代）
	会費	28,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
	広報紙発行費	48,775	100,000	広報紙「まちぢ茅ヶ崎」2～3回発行
	一斉美化清掃費	0	0	事務費に含む（回覧書類等）
	市民集会費	3,840	5,000	お茶代、啓発品代
	協賛費	0	0	協賛先未定
	地区防災訓練費	186,995	191,800	軍手、啓発品、他
	認定コミュニティ事業費	602,257	470,000	スポーツフェスティバル
	市議会議員意見交換会費	35,700	40,000	お茶代、懇親会（会費制）
	視察研修費　・　研修会費	176,770	200,000	バス代、駐車料金、昼食代、他
	近隣地区情報交換会費	0	30,000	お茶代、懇親会（会費制）
	事務費	59,977	60,000	書類コピー・印刷代、事務用品類、資料郵送代、他
	消耗備品費	8,690	100,000	プリンター用インク代、事務機器、他
	雑費	0	2,000	振込手数料、他
	小　計	1,198,764	1,328,800	
	予備費	0	53,389	
次年度繰越金		337,809	0	
合　計		1,536,573	1,382,189	

令和8年4月18日

会長　越川　善雄

会計　井上　明

会計　渡邉　秀美

特定事業の概要（茅ヶ崎地区・茅ヶ崎地区スポーツフェスティバル）

茅ヶ崎地区では、梅田地区体育振興会主催による梅田地区体育祭を開催してきたが、依然として、会場運営スタッフの高齢化や人員不足等の課題があり、今後、担い手が見つからない場合は、事業の継続が難しい状況に陥っている。

本協議会では、茅ヶ崎地区住民が一堂に会して交流できる事業として「茅ヶ崎地区スポーツフェスティバル」を実施し、幅広い住民相互のコミュニケーションを図り、顔と顔を合わせたつながりを構築する。また、事業を通じて協議会の活動を住民に周知することで、地域活動における新たな担い手を発掘する。

（１） 事業の概要

○イベント内容を午前中のみで開催した。（お昼を跨ぐとあまり集客が見込めないため。）、

○茅ヶ崎地区全域に開催案内を周知し広く参加者を募りながら、協議会で実施内容を検討する。周知方法は小中学校へのチラシ配架や回覧、ホームページへの掲載を予定している。また、今回はオンラインでの応募申請も実施することとした。

○会場は梅田中学校校庭とし、必要な物品は、梅田地区体育振興会所有の物品を最大限活用する。

○会場における協議会活動の周知として、のぼり旗の設置、広報紙等の配布を行う。

○運営を通じた世代間交流を図り、担い手の発掘につなげるため、梅田小学校及び梅田中学校生徒の協力依頼を予定している。

○事業実施後は、協議会で振り返りを行い、次年度に向けた課題や展望について話し合う。

（２）事業のねらい

・協議会主催で当事業を実施することにより、より多くの住民に地域活動に興味を持ってもらうことや、まちづくりへの参画のきっかけとなることを期待する。また、住民相互のコミュニケーションを図り、協議会の活動を周知することで新たな担い手の創出につなげる。

・協議会を構成する各団体が主体的に参画し発展性及び継続性を持った企画運営体制を構築することにより、梅田学区と他学区の連携等、様々な効果の広がりが期待できる。

（３）令和７年度実績

・例年は梅田地区体育振興会が主催していたため、参加者は梅田学区の住民が中心であり茅ヶ崎地区内の他学区（円蔵学区、松林学区）の住民の参加が乏しい状況だった。しかし、まちぢから協議会が主催となっていくことで、学区を越えて周知をすることができた。また今回は、オンラインでの予約も開始したことから、梅田学区だけではなく、他学区（円蔵学区、松林学区）の参加者も増えた。諸団体が、企画段階から主体的に参画することで、円滑な企画運営体制を築くことができた。

当日は、雨予報により思っていたよりも参加者は少なかったが、今までにないイベントを実施したことにより、例年以上の盛り上がりとなった。

また、補助金により購入した各種物品については、本事業以外の地区内のイベントに積極的に活用し、今後の地域交流活動の一助としていきたい。

特定事業実施報告書（茅ヶ崎地区・茅ヶ崎地区スポーツフェスティバル）

事業実施報告書

<table>
<tr><td rowspan="4">事業の実施内容</td><td>活動内容</td><td colspan="3">茅ヶ崎地区住民が一堂に会して交流できる事業として「茅ヶ崎地区体育祭」を実施した。</td></tr>
<tr><td>活動期間</td><td colspan="3">令和７年４月１日～令和７年１０月１９日</td></tr>
<tr><td>実施体制</td><td>茅ヶ崎地区まちぢから協議会</td><td>周知方法</td><td>回覧、掲示板、全世帯にチラシ配布、地区内の小中学校・公共施設へチラシ配布、協議会ホームページ</td></tr>
<tr><td>参加者数</td><td>合計約５００人
（子ども･保護者等:420 人、スタッフ：80 人</td><td>実施日</td><td>令和７年１０月１９日（土）
９時～１２時</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の目的や効果は達成できましたか</td><td colspan="3">茅ヶ崎地区まちぢから協議会が主催し、青少年育成推進協議会や子ども会連合会、梅田地区体育振興会といった各団体が企画の段階から主体的に参画したことで、団体間の強固なネットワークが構築された。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業を計画的に実施することができましたか</td><td colspan="3">概ね計画どおり実施することができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">予算計画や予算配分は適正でしたか</td><td colspan="3">補助金においても、概ね予算計画のとおりに実施することができた。
（『地域住民の交流機会の場づくり』と『安全な実施環境確保』の両面に投資でき、非常に効果の高い事業運用となった。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか</td><td colspan="3">事業開始前に、茅ヶ崎地区まちぢから協議会運営委員会等で意見を募った。これまでは梅田地区体育振興会が主催していたため、事業計画や実施内容に関する協議を当振興会員のみで行っていたが、茅ヶ崎地区まちぢから協議会が主催となり、当協議会の運営委員会等で意見を募ることで、青少年育成推進協議会や子ども会連合会等の団体や梅田学区以外（松林学区、円蔵学区）の住民が所属する自治会の意見を取り入れることができた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか</td><td colspan="3">まちぢから協議会委員が会場設営や片付け、審判等を主体的に担うことで、参加者（保護者・子ども）との積極的なコミュニケーションが生まれ、活気ある活動となった。運営側が事前に情報共有や役割分担を徹底したことで、当日はスムーズな進行が可能となり、スタッフ間でも『地域を盛り上げた』という一体感と達成感を共有できた。参加者からも「楽しかった。」との声もいただいた上、片付けまで手伝ってくれる方もおり、この成功体験が、次回に向けた組織の活性化に繋がると感じている。」</td></tr>
</table>

事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	事業の企画・運営を通じて、スタッフ同士のコミュニケーションが育まれ、新たな担い手につながる関係性が構築されたと考える。 また、運営スタッフ以外の一般参加者も準備や片付けに協力的で、参加者とスタッフ同士のコミュニケーションも育まれたと感じる。
課題と今後の展望について	・当地区はマンション自治会が多く、1年で自治会長が代わるケースが少なくないため、今回の運営で育まれたスタッフ同士のつながりや培った経験を来年度以降も生かせるよう、今後も定期的に意見交換を行っていきたいと考える。また、自治会長が代わる場合は、新自治会長への引き継ぎ等を円滑に行えるよう、まちぢから協議会としてサポートしていきたい。 ・茅ヶ崎地区まちぢから協議会を通じて広く事業を周知し、他学区（円蔵学区、松林学区）の住民の参加を促した。しかしながら、見込みより他学区の住民の参加者が少なかったため、来年度以降も着実に周知・啓発を行うことで、他学区の参加者数も増やしていきたいと考える。 ・当助成金で購入した物品等について、可能な限り来年度以降も活用することで継続的に事業を実施していきたいと考える。また、協賛金や参加団体からの負担金など、自主財源の確保についても引き続き検討していきたい。

収支決算書

収入

科　　　目	予　算　額	決　算　額	内　　　　　　　訳
補助金	600,000	600,000	認定コミュニティ特定事業助成金 （返納額：40,063円）
計	600,000	600,000	

支出

科　　　目	予　算　額	決　算　額	内　　　　　　　訳
消耗品費	491,000	482,426	・参加賞：**96,035 円**（サランラップ(12,360円)、バスタオル等(63,202 円)、お菓子(6,480円、13,993 円)） ・スタッフ用弁当代：**57,050 円**(70 人分) ・競技種目用品：**323,207 円**（テーブル 5 台(34,556 円)、ストラックアウト 2 台(124,717円)、スピードガン 2 台(59,454 円)、三脚 2台(3,846 円)、はちまき 200 本(34,000 円)、ソフトバレーボール 2 個(2,283 円)・ペタンク 2 個(44,930 円)、ワンバウンドバレーボール(3,870 円)、コードリール(6,800 円、5,480 円)、ゴールテープ(1,320 円、1,951円)） ・事務用品：**6,134円**（養生テープ等(2,434円)、マッキー(3,700円)）
印刷製本費	55,000	31,861	回覧チラシ18,400円(7,500部)、プログラム4,510円(500部)、資料印刷代(3,742円、3,318円、1,891円）
委託料	50,000	45,650	看護師派遣（看護セット、交通費含む）
予備費	4,000	0	
市へ返納	0	40,063	
計	600,000	600,000	

＊対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来ることが必要です。

令和7年度スポーツフェスティバル

タイムテーブル

2025/9/7

	6:30	雨天中止判断	大会役員	各地区代表者へ連絡
	7:00	会場設営	運営スタッフ	会場準備係及び男性
	8:30	運営スタッフミーティング	運営スタッフ	
	8:50	太鼓演奏	十間坂太鼓愛好会	
	9:00	グラウンドに集合	全　員	青色・エンジ色・黄色・若草色の順番に整列
1	9：00~9：15	開会式	全　員	会長挨拶 来賓挨拶、競技説明
2	9：15~9：20	みんなで体操	全　員	
3	9：20~9：40	玉入れ	小学生１～大人	一般・小学生混合で 各チーム30人
4	9：40~9：55	みんな仲良く	幼児・保護者	希望者全員
5	9：55~10：20	学年・年代別50m走	学年・年代別	希望者全員
6	10：20~10：40	救援物資運搬競争	小学生１～大人	各チーム最大50名
7	10：40~11：00	綱引き	一般・小学生	一般・小学生混合で 各チーム20人 （小学生は0.25人）
8	11：00~11：20	綱引き	小学生	希望者全員を2チームに分けて行う
9	11：20~11：30	年代別地区対抗リレー	一般	各地区 １チーム９人 ×１チーム
10	11：30~11：50	小学生地区対抗リレー	小学生１～６年	各地区 １チーム９人 ×２チーム
11	11：50~12：00	閉会式	全　員	成績発表
	12：00　～	会場片付け	運営スタッフ	

茅ヶ崎地区
スポーツ＆防災
フェスティバル

制作：梅田中美術部

2025年10月19日(日)開催
梅田中学校　校庭・体育館

(1) スポーツフェスティバル（校庭）

チーム対抗競技&個人種目競技　**9:00～12：00**

- チーム対抗競技：玉入れ、救援物資運搬競争、綱引き
  リレー（年代別地区対抗、小学生地区対抗）
- 小学生未満対象競技：みんな仲良く
- 個人種目：50m走（学年・年代別）（スケジュール詳細は裏面参照）

➢ チーム対抗競技は、お住まいの自治会にて取り纏めをしています。
➢ 雨天の場合、スポーツフェスティバルは中止となります。
　・中止の場合は、茅ヶ崎地区まちぢから協議会HPにて
　ご確認ください。

スポーツフェスティバル
参加申込用QRコード

スポーツフェスティバルに参加される方は事前の申し込みをお願いします。QRコードから申込フォームにアクセスいただき、参加申込をお願いします。また、自治会及び子ども会加入者は各自治会及び子ども会毎の申込方法をご確認頂き申込をお願いいたします。　QRコードでの申込期間は 9月1日から9月27日です。

メール：**umeda.taiikusinnkoukai@gmail.com**

(2) 防災フェスティバル（体育館）13：00～16：00

- 避難所体験（体育館内に模擬避難所を開設）
- 避難所でのペット受け入れについて（ペットの同伴は禁止）
- 防災講話（避難所について）・非常用トイレ・備蓄品の展示
- 防災食試食コーナー　　（スケジュールの詳細は裏面参照）

➢ 防災フェスティバルは体育館で開催いたしますので室内履きのご準備をお願いします。
➢ 防災フェスティバルは事前申込みは不要です。

＜共通の注意事項＞
➢ 自動車での来場は禁止、徒歩での来場にご協力をお願いします。
➢ 会場内外は禁煙。＊詳しくは茅ヶ崎地区まちぢから協議会HPをご覧ください。

茅ヶ崎地区まちぢから協議会・梅田地区体育振興会

スポーツフェスティバル　プログラム

時間	種目	対象	参加人数
9:00 ～ 9:15	開会式	全員	
9:15 ～ 9:20	みんなで体操	全員	
9:20 ～ 9:40	玉入れ	小１ ～ 大人	各チーム30人
9:40 ～ 9:55	みんな仲良く	幼児・保護者	希望者全員
9:55 ～ 10:20	学年・年代別50m走	希望者全員	希望者全員
10:20 ～ 10:40	救援物資運搬競争	小１ ～ 大人	各チーム最大50人
10:40 ～ 11:00	綱引き	小１ ～ 大人	各チーム20人 （小学生は0.25人）
11:00 ～ 11:20	綱引き	小学生	希望者全員
11:20 ～ 11:30	年代別地区対抗リレー	10代～50以上	各チーム9人×1チーム
11:30 ～ 11:50	小学生地区対抗リレー	小1～6	各チーム9人×2チーム
11:50 ～ 12:00	閉会式	全員	

防災フェスティバル　プログラム

時間	内容	備考
13:00 ～ 15:30	受付	
13:00 ～	防災食試食体験	防災食が無くなり次第終了
13:00 ～ 16:00	避難所体験	自由見学
13:30 ～ 13:45	開会式	
14:00 ～ 14:30	防災講話１	
15:00 ～ 15:30	防災講話２	
13:00 ～ 16:00	避難所でのペット受け入れについて	**ペットの同伴は禁止**
13:00 ～ 16:00	非常用トイレの展示	
13:00 ～ 16:00	備蓄品の展示	